

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	結 業 年 度	法人名		
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算
	調整前連結税額の個別帰属額 $(13) \times \frac{(1)}{(11)}$	2		
	取得価額の合計額 (別表六の二(九)付表「10」の合計)	3		
	税 額 控 除 限 度 額 $(3) \times \frac{7}{100}$	4		
	法 人 税 額 基 準 額 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$	5		
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	6		
	法 人 税 額 基 準 額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7		
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8		
	調整前連結税額超過構成額 $(16) \times \frac{(8)}{(15)}$	9		
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (8) - (9)	10		
	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	11	円	
	高度省エネルギー増進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	12		
	調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	13		
	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(13) \times \frac{20}{100}$	14		
	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	15		
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7の⑤」)	16		
	法人税額の特別控除額の合計額 (15) - (16)	17		

別表六の二(九) 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（九）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の10第2項（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。